

募集要項

【企画競争方式】

2022 年度
中小企業・SDGs ビジネス支援事業

＜調査委託型＞

普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）

普及・実証・ビジネス化事業（SDGs ビジネス支援型）

2022 年 9 月 15 日

独立行政法人 国際協力機構

目次

第1 事業の目的・概要	1
1. 事業の目的・概要.....	1
2. 本支援事業対象国.....	2
第2 選考の流れ	5
1. 全体スケジュール.....	5
2. 事前登録（必須）.....	6
3. 信用調査.....	6
4. 本登録、応募書類の提出.....	7
5. 審査、及びヒアリング（必要に応じ実施）.....	7
6. 審査結果（採択・不採択）の通知.....	7
7. 採択案件の公表.....	8
第3 募集内容	9
1. 応募資格要件.....	9
2. 本支援事業の対象外となる応募.....	12
3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件.....	14
4. 事業期間、事業経費.....	15
5. 応募勧奨分野・課題.....	18
6. 応募書類.....	20
第4 経費見積・支払	23
1. 契約履行期間外に発生した経費について.....	23
2. 人件費について.....	23
3. 現地再委託.....	23
4. 現地工事下請負.....	24
5. 機材製造・購入費等.....	24
6. PCR 検査に係る費用や隔離期間の人件費等.....	24
第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項	25
1. JICA の役割.....	25
2. 採択後の提案内容の変更について.....	25
3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし.....	25
4. 契約交渉.....	26
5. 新型コロナウイルス感染症流行下における渡航.....	26
6. 安全対策.....	26
7. 不正行為の防止.....	27
8. 経費実地検査及び提出書類（財務諸表及び納税証明書）.....	29
9. 採択取消し、契約解除及び事業費用の返還.....	29

10. 採択企業の活動評価について.....	31
11. 秘密の保持について.....	31
12. 個人情報保護について.....	31
13. その他.....	32
質問受付、お問い合わせ等.....	33

・ 別添資料

1. 事業対象国における事業実施に係る留意事項
2. 審査基準
3. 民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン（2022年9月版）
4. 業務委託契約書（サンプル）（付属書Ⅰ～Ⅳ含む）
5. FAQ（よくあるご質問と回答）
6. グローバル・アジェンダにおける民間連携重点事項
7. 実施中の留意事項
8. 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の実施における業務一覧
9. 契約時誓約書（サンプル）
10. 協議議事録（サンプル）

・ 別添様式

- 様式 1. 企画競争申込書
- 様式 2. 企画書
- 様式 3. 見積金額内訳書・見積金額内訳明細書、記載例
- 様式 4. コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制
- 様式 5. 金融機関確認書

・ 参考資料

- 法人区分選択チャート

第1 事業の目的・概要

1. 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

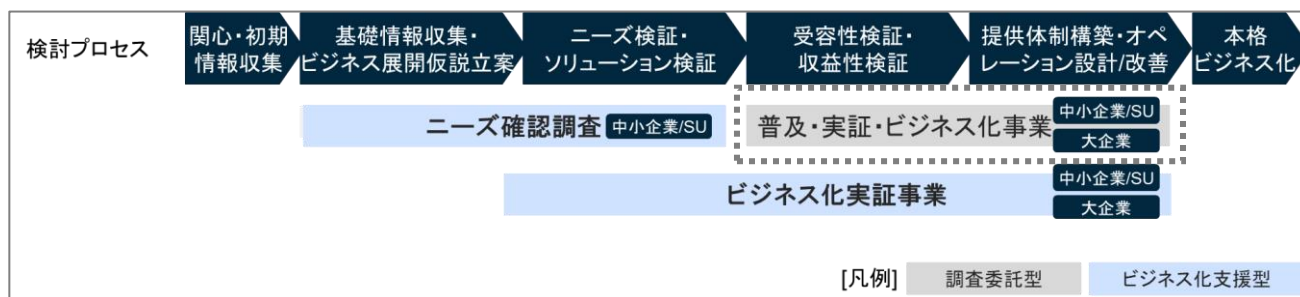
「中小企業・SDGs ビジネス支援事業<調査委託型>」（以下「本支援事業」といいます。）は、開発途上国の課題の解決（開発インパクトへの貢献）による SDGs¹の達成促進と、本邦民間企業等（以下「提案法人」といいます。）による海外展開との両立を図り、もって ODA（政府開発援助）を通じた二国間関係の強化や経済関係の一層の推進に資することを目的とします。

JICAは、開発途上国の開発課題とニーズを理解し、その解決に資する製品/サービス・技術・ノウハウの実証活動を通じたビジネスモデルを検証することで海外ビジネスを構築する提案法人の取組を支援します。開発途上国にインパクトを生み出すビジネスの実現に向けて、JICAが持つ各種リソースを提案企業と共有し、多様なステークホルダーとの連携を促進することで提案法人の価値共創パートナーとなることを目指します。提案法人の海外展開に伴う、国内経済・地域活性化の促進も期待されます。

(2) 事業の概要

JICA は、本支援事業を含む支援事業として、以下の通り海外へのビジネス展開にあたっての情報収集段階からビジネス化にむけた必要な検討プロセス毎に、様々な支援を提供しています。

本支援事業である「普及・実証・ビジネス化事業」では、途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じ、事業計画案を策定するものとなります。



JICA ウェブサイト上の事業紹介ページもご参照ください。
https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/index.html

¹ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）：2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。

本支援事業では提案法人の法人区分に応じて中小企業支援型と SDGs ビジネス支援型を設けています。法人区分については、参考資料の法人区分選択チャートもご確認ください。

中小企業支援型	SDGs ビジネス支援型
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業² ・ 中小企業団体³ ・ 中堅企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし大企業 ・ 大企業 ・ 中小企業支援型の対象とならない本邦登記法人⁴

なお、本支援事業にて製品/サービス・技術・ノウハウの実証活動を通じたビジネスモデルを検証するにあたり、他社の製品・技術（ノウハウを含む）を含むことは可能ですが、活動の中心となる製品・技術は提案法人のものとし、他社から調達する製品・技術はあくまでその中心の製品・技術を補完するものである必要があります。また、本支援事業は、発注者である JICA から受注者である提案法人に対し業務を委託する委託事業であり、提案法人の自社事業に対する助成金事業や補助金事業ではありませんのでご注意ください。

2. 本支援事業対象国

本支援事業の対象国は、JICA の在外拠点（在外事務所及び支所）が設置されている ODA 対象国を中心に、以下（4 ページ記載）の国とすることを原則とします。JICA の在外拠点が設置されておらず 4 ページに含まれていない国を対象国として応募される場合には、提案法人が現地における JICA の支援を受けなくても事業を実施できる体制であることが求められます。また、対象国は 1 か国を選定して提案ください。

なお、対象国であっても、応募時点で外務省海外安全情報（危険情報）（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）において「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」「レベル 4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」と指定されている国又は地域や、JICA 安全対策措置（以下の【重要】を参照）にて「渡航禁止」とされている国又は地域は、JICA の安全管理上、本支援事業の対象外となります。その他、以下の【重要】に記載している注意事項にもご注意ください。

また、外務省の上記リンク先（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）に掲載されている「感染症危険情報」の感染症危険レベルについては、応募時点で対象国がレベル 3 以上であっても応募可能とします。

² 中小企業（中小企業基本法 第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する企業。但しみなし大企業を除く）

³ 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合

⁴ 社団法人、学校法人、財団法人、NGO、NPO 等

【重要】

JICAは事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。

上記の外務省海外安全情報が「レベル1：十分注意してください」や「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、JICAの安全対策措置に照らし、事業実施可能場所や実施手段等に様々な制約のある場合があります。応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。

なお、応募受付後又は採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、不採択あるいは事業実施不可となる場合もありますので、予めご了承ください。

ご不明な点は事前にご照会ください。

JICA 国別安全対策情報ウェブサイト

「JICA 国別安全対策情報一覧」ページの「感染症対策措置」にて JICA 渡航再開国の確認が可能です。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

※「国別安全対策措置」の入手方法

上記の JICA の国別安全対策情報ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、ダウンロードしてご覧いただくか、事前登録後、ID 及びパスワードをお知らせします。

アジア地域

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

大洋州地域

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中南米地域

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

中東地域

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ エジプト、チュニジア、モロッコは、外務省海外安全情報ではアフリカ地域に分類されている点にご注意ください。

欧州地域

セルビア、トルコ

※ 以下の国は事業実施上の留意事項があります。別添資料 1. 「事業対象国における事業実施に係る留意事項」を参照ください。

イラン、インド、インドネシア、エクアドル、エチオピア、ガボン、カンボジア、キューバ、ザンビア、スリランカ、タイ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、ベナン、ブラジル、ベトナム、ボリビア、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコの 23 か国

以下の国は、本支援事業の対象外とします。

中華人民共和国：2018 年度をもって新規の ODA 採択を終了したため。

アフガニスタン、イエメン、イラク、シリア、スーダン、ハイチ、ブルキナファソ、ベネズエラ、南スーダン：安全管理上等の理由のため。

第2 選考の流れ

1. 全体スケジュール

以下の手順により本支援事業の契約交渉相手先を決定します。募集選考のスケジュールは、下図のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況や審査状況、事業の種類等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

公示：2022年9月15日（木）



募集要項説明会

今次募集要項に関する説明会を2022年9月26日（月）に実施します。

詳細はJICAの民間連携事業ウェブサイトをご確認ください。URL：[民間連携事業 \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)



必須 事前登録

2022年9月30日（金）正午締切（厳守）

事前登録がされていないと応募はできません。共同企業体（第3.3.(1)参照）での応募の場合は全構成員（代表法人を含む全法人）の登録が必須です。またJICAのビジネス化実証事業（2022年9月15日公示）との併願の際は、それぞれ事前登録が必要となります。



信用調査 2022年10月中旬～2022年11月上旬予定



必須 本登録、応募書類提出※応募書類は全て電子データにて提出ください。

2022年10月31日（月）正午締切（厳守）



ヒアリング（必要に応じて実施）

※来訪、オンライン（Microsoft Teamsを使用）または電話等 2022年12月中旬～2023年1月上旬予定



審査結果通知・公表 2023年2月下旬



採択企業説明会（予定） 2023年3月1日（水）



事業内容の協議、（必要に応じて）協議議事録の署名、契約交渉
2023年3月以降順次実施



契約締結、事業開始

※本支援事業はJICAと提案法人間の業務委託契約として実施します。そのため必ずしも提案法人が希望する時期に契約締結ができない場合もあります。予めご了承ください。また契約内容は、ご提案をもとにJICAと協議のうえ、決定されます。採択時点でご提案内容（見積内容含む）を承認している訳ではありませんのでご注意ください。

2. 事前登録（必須）

応募を検討する提案法人（共同企業体の場合は全構成員）は、応募（本登録）に先立ち、専用ウェブサイトでの事前登録が必要です。事前登録がない場合は応募（本登録）できません。事前登録は 2022年9月30日（金）正午を締切としますので、早目の登録をお奨めします。

※事前登録後に応募（本登録）しないことは可能ですので、応募（本登録）する可能性がある場合は、事前登録いただくことをお奨めします（事前登録を忘れて応募できない事例が毎回発生していますのでご注意ください）。

※共同企業体の場合は、全構成員の同意を得た上で事前登録してください。事前登録締切以降は、事前登録で登録されている構成員の範囲でのみ応募（本登録）することが可能です。そのため、当該構成員の除外はできますが、その変更や代替は認められず、また事前登録で登録していない構成員の追加も認められないことにご留意ください。

※JICA のビジネス化実証事業と併願される際は、それぞれのスキームにて事前登録を行った上で、応募（本登録）する必要がありますので、ご注意ください。

事前登録方法、登録内容：

応募 ID 発行画面（<https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-lhqakb-d912a44e58ecfc502e8c459d009cb128>）にて応募 ID を取得のうえ、専用ウェブサイト（https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/p/mbme4rckhq6mapboc2/JHI_a3/login.html）にてログインし、提案法人（共同企業体の場合は、全構成員）の登記上の名称等法人情報、ご担当者の連絡先を登録ください。

3. 信用調査

基礎的な信用力等の確認のため、事前登録いただいた全法人（共同企業体の場合は全構成員）を対象として、信用調査会社等に委託して財務情報の確認と聞き取り等による信用調査を実施しますので、ご協力をお願いします（2022年10月中旬～2022年11月上旬予定）。信用調査会社へのご回答の際は、外部への情報公開の可否についてお伝えください。当該信用調査で第三者への情報公開を不可と回答されて得られた情報等は、JICA として適切に管理し取り扱います。

この信用調査の結果は、下記 5. の審査において評価要素とします。信用調査の依頼にご協力いただけない場合は、その他入手可能な範囲の情報に基づき評価しますが、ご協力いただけないことは下記 5. の審査において評価要素とします。

事前登録したものの応募しないことを意思決定された法人に対し信用調査会社から連絡があった場合は、ご回答いただく必要はありませんので、応募しないことを意思決定された旨お伝えください。

4. 本登録、応募書類の提出

(1) 本登録及び応募書類の提出方法

事前登録と同様に、専用ウェブサイトにてログイン後、必要項目を登録し、応募書類の電子データを格納ください。応募書類の郵送や電子メールでの送付、持参による提出は受け付けません。

専用ウェブサイト

(https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/p/mbme4rckhq6mapboc2/JHI_a3/login.html)

提出締切日時

2022年10月31日(月) 正午

応募書類に不備があった場合でも、提出締切後は書類の差替等はできません。

(2) 応募後の辞退

応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）の代表者名で、辞退する旨を記載した書面（様式自由）を、電子メールに添付して、登録したご担当者の連絡先から JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 (sdg_sme@jica.go.jp) 宛に送付ください。

5. 審査、及びヒアリング（必要に応じ実施）

応募書類は、審査基準（別添資料 2.）に基づいて審査されます。必要に応じて企画書の内容確認などの観点から 2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月上旬頃を目途に、来訪、オンライン（Microsoft Teams）または電話等でヒアリングを実施します。対象となる提案法人には別途ご案内します。

6. 審査結果（採択・不採択）の通知

審査結果（採択・不採択）は、適正な応募書類を提出した全提案法人（共同企業体を結成する場合は代表法人）の代表者に対し、2023 年 2 月下旬を目途に、書面にて通知します。採択・不採択は JICA がその単独の裁量により最終的な決定を行うものであり、JICA は当該決定の理由を示すことはありません。本募集要項の内容に反すると JICA が判断した事項（提案法人内部の手続を経ないで本事業に応募したことを含みます。）や JICA の審査結果の決定に対して、提案法人が異議や苦情を述べたり再考を求めたりする手続はありません。JICA は、審査結果の決定に関連して、提案法人に生じた損害には一切の責任を負いません。なお、採択となった場合でも、業務委託契約の締結を保証するものではありませんので、ご留意ください。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への併願の場合、いずれか一方での採択となります。

2023 年 3 月 31 日（金）までに審査結果が通知されない場合は、中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口（メール：sdg_sme@jica.go.jp）までお問い合わせください。

不採択となった場合、次回応募に向けたコンサルテーションを希望される場合は、最寄りの JICA（本部、国内機関）までご連絡ください。なお、その場合も、不採択となった理由についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

7. 採択案件の公表

「採択」と通知した提案については、案件名、対象国、対象分野、提案法人名（共同企業体の場合は全構成員名）、法人番号、法人の本店所在地を JICA ウェブサイト上に公表するとともに、メディア等に対する積極的な情報発信を予定しています。

なお、後述する地域金融機関連携案件として採択された場合は、採択時に該当金融機関名をウェブサイト等にて公開しますので、予めご了承ください。

また、JICA と採択企業との契約締結後には、契約に係る情報（契約先名等）を公表します⁵。採択企業の商号、所在地（本店及び本事業を実施する営業所）、担当者その他重要事項について変更があった場合には、速やかに JICA に通知してください。

⁵ 「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づく対応です。リンクをご参照ください。
<https://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>

第3 募集内容

1. 応募資格要件

本支援事業の応募希望者（共同企業体の全構成員を含む）は、個別に期限を設けている場合を除き、本件公示日（2022年9月15日）時点において以下、(1)～(11)に示す応募資格要件を全て満たすことが必要です。JICA との契約締結前及び当該契約の履行期間中にこれらの応募資格要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本支援事業への応募をご遠慮ください。また、契約締結前に応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約締結できませんので、その旨を申し出てください。応募資格要件の欠如・喪失は、契約締結後の契約解除事由に該当する場合がありますので、具体的な対応は個別に JICA が判断します。

加えて、残念ながら、本支援事業（前身の中小企業海外展開支援事業及び普及・実証・ビジネス化事業を含む）において、採択企業が JICA に対して、証憑偽造、支払額と領収書額の不一致、過大請求等の「不正又は不誠実な行為」を行い、返金や係争、JICA の措置対象等に至る事案も発生しています。提案法人において、かかる行為を発生させないための相互牽制とコンプライアンス遵守体制も強く求められます。

海外ビジネスでは、外貨取扱いや輸出入手続きに加え、適用される法体系（税務・労務他）や商習慣も国内ビジネスと異なるところ、将来に向けて海外展開を志向する提案法人においては、コンプライアンス遵守体制と相互牽制機能をもつ経理処理体制は、本支援事業への応募にあたり備えていただきたい基礎的な要件となります。

(1) 応募区分と対象となる法人区分が合致していること。

中小企業支援型	SDGs ビジネス支援型
<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業・ 中小企業団体・ 中堅企業	<ul style="list-style-type: none">・ みなし大企業・ 大企業・ 中小企業支援型の対象とならない本邦登記法人

法人区分については、参考資料の法人区分選択チャートもご確認ください。

中小企業、中小企業団体または中堅企業が、SDGs ビジネス支援型の要件を満たす法人と共同で SDGs ビジネス支援型に応募することは可能です。

(2) 次の財務 3 要件のいずれにも該当しないこと。なお過去 3 年間に組織再編があった場合には、当該組織再編がない場合でも次の財務 3 要件に該当しないことを示せること。

① 当期純利益が過去 3 期連続マイナス

※当期純利益が直近の過去 3 期連続で赤字であることを指します。

② 直近の貸借対照表で債務超過

③ 直近の年商の 3 年平均が 3,000 万円を下回ること

ただし、スタートアップ企業⁶に該当する場合は、上記財務 3 要件の①及び③の要件を免除します。

(3) 提案製品・技術・サービスに販売実績⁷があること

(4) 法人設立後、募集締切日までに 1 年以上経過していること

ただし、大企業を代表法人として中小企業（みなし大企業を含む）とともに共同企業体を構成して応募する場合、共同企業体の構成員となる中小企業は、法人設立後、募集締切日までに 1 年以上経過していない者も応募資格を認めます。

(5) 外国会社等に該当しないこと

①会社法上の外国会社、②発行済株式若しくは議決権の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を外国会社が所有している企業、③親会社に外国会社を持つ場合、当該外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占める企業のいずれにも該当しないこと

(6) 直近で、法人税、消費税及び地方消費税、源泉徴収した所得税及び住民税に未納がないこと。

(7) 以下のいずれにも該当しないこと

①支払停止、又は支払不能の状態にある者、②破産申立、会社更正手続開始の申立、特別清算開始の申立、又は民事再生手続開始の申立がある者、③清算中である者。

⁶ 「スタートアップ企業」とは、①創業 10 年程度以下（組織再編がある場合は応募する事業を含む会社の創業を基準とする）、②未上場、③革新的な事業活動を行っていることと JICA が客観的・合理的に判断することという 3 要件を満たすものとします。

⁷ 販売実績とは、製品/サービス提供の結果、金銭授受が発生した事実をもって販売実績とみなします。ただし、提案企業と資本関係のある企業への販売及び実証を目的としたものは実績として認めません。なお、事業対象国（海外）で提案製品/サービス販売実績がある場合、当該国を対象とした本支援制度を利用する必要性について、審査のポイント「制度利用の必要性」という観点からご留意が必要となります。

(8) JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争応募資格停止措置規程」（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争応募資格停止措置（以下「措置」といいます。）を受けていないこと。

上記の措置を受けている者からの応募については、以下のとおり取り扱います。なお、外部人材（以下 3.(4)を参照）の所属先が措置を受けている場合を含みます。

- ① 応募書類の提出時に措置期間中の場合又は応募書類提出後採択通知以前に措置期間が始まる場合は、当該応募を無効とし、不採択とします。
- ② 措置期間以前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めますが、措置の対象となった不正行為の内容により、採択取消しを行う場合もあります。
- ③ 本支援事業（前身の中小企業海外展開支援事業等を含む。以下本 (9)において同じ。）で措置を受け、本件公示日の時点で当該措置期間終了後 3 年を経過していない提案法人による企画書の審査において、採点結果（100 点満点）から 15 点を減じます。また、本支援事業で措置を受け、当該措置期間終了後 3 年を経過していない法人又は個人を、外部人材、又は随意契約の相手方（現地再委託契約の相手方や現地傭人）とする提案を含む企画書も同様の取扱いとします。
なお、特例として 2019 年末までに措置期間が終了している場合は、上記減点措置の対象外とします。
- ④ 措置対象者の確認が必要な方は、JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 (sdg_sme@jica.go.jp) までご照会ください。

(9) 提案法人（共同企業体含む）及び外部人材の所属先（以下本項において「提案法人等」といいます。）が、企画書提出時点及び本支援事業に係る契約履行満了までの将来においても、以下の事由のいずれにも該当することはないこと。

- ① 提案法人等の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」といいます。）である。
- ② 提案法人等の役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる。
- ③ 反社会的勢力が提案法人等の経営に実質的に関与している。
- ④ 提案法人等又は提案法人等の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。

- ⑤ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ⑥ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑦ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑧ その他提案法人等が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったことがある。
- (10) 応募書類の提出時又は採択通知時において、JICA との間に履行義務があるにもかかわらず未履行の債務（契約上の義務を含みますがそれに限られません）を負っていないこと。
- (11) 過去 3 年間に於いて、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の応募及び契約において、契約不履行、契約解除、提案法人側の事由に起因する JICA による採択取消し又は提案法人の申出による辞退等を行っていないこと（やむを得ない事情がある場合を除き、契約解除、採択取消又は辞退をした日を起算日とします。）

2. 本支援事業の対象外となる応募

以下に該当する場合は本支援事業の対象外となりますのでご注意ください。

【全提案法人共通】

(1) 不備応募

必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載がある応募。

本件公示日（2022 年 9 月 15 日）時点での情報を記入してください。例えば、公示日時点で、業務従事予定者と提案法人の間で有効な雇用契約又は業務委託契約関係がなく、契約予定者（内定者等、公示時点で雇用契約書又は業務委託契約を締結していない者を含む）でしかない者を、JICA との契約締結までに雇用又は業務委託するという条件の下、雇用又は業務委託契約関係があるように企画書に記載した場合は、当該記載は虚偽とみなします（外部人材とその所属先との間での契約予定について、雇用又は業務委託関係があるとの記載があった場合も同様とします）。

(2) 本支援事業の複数・重複応募

- ① 「同様の内容」のご提案について、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業との併願は可能ですが、普及・実証・ビジネス化事業における中小企業支援型と SDGs ビジネス支援型の併願及びニーズ確認調査との併願は出来ません。

- ② 大企業及びみなし大企業は、「異なる内容」の提案において、「普及・実証・ビジネス化事業（SDGs ビジネス支援型）」及び「ビジネス化実証事業」に複数応募することは可能ですが、大企業及びみなし大企業以外の中小企業等は、「異なる内容」の提案であっても、複数応募することはできません。
- ③ 共同企業体構成員が同じで代表法人のみを替えた提案、若しくは提案法人と外部人材を入れ替えた提案であることが確認された場合は重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。
- 「同様の内容」の定義は、「同一企業、同一国、かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」とします。

(3) 他機関との重複応募

提案法人（共同企業体の場合は代表法人）が他機関・団体から受けている補助金等と同一国かつ同様の内容を重複して提案すること（ただし、支援内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本支援事業の対象となることがあります）。

(4) 「同様の内容」での 4 回目の応募

「同様の内容」で、通算 3 回不採択となった場合の、4 回目の応募（国や内容の異なる提案は応募可）。

不採択回数は 2018 年度第二回公示の採択結果からカウントを開始します（2018 年度第二回公示より前の不採択実績はカウントしません。また、一度採択されれば、当該採択以前の不採択実績はカウントしません）。

仮に 4 回目の応募にあたり、他企業と共同企業体を構成したとしても、同一企業かつ同一内容が含まれれば、4 回目の応募は不可となります。

(5) 法令に違反し又は環境社会に甚大な影響を及ぼす可能性のある応募

本支援事業において計画する活動の実施に伴い、日本国又は対象国における法令に違反し、又は環境・社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案を含む応募（特に、不法占拠者を含む大規模な非自発的な住民移転が生じるケース、重金属等有害物質等による甚大な環境汚染が生じるケース、国立公園・国指定の保護対象地域を事業対象サイトとするケース）。

※本支援事業の対象サイトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域（国立公園・保護区等）の外とします。本支援事業の対象サイトを上記地域外とすることが不可能で、本支援事業の対象サイトを上記地域内とすることが必須の場合は、上記地域内での事業実施や開発が、対象国の法規制上認められている等の国立公園・保護区等に関連する情報とともに、提案技術・製品が上記地域の保護の増進や回復を主たる目的とし、国立公園・保護区等に重大な負の影響を及ぼさないことを相手国政府の関係機関から書面で取り付け、企画書に必ず添付ください。なお、その提案内容の対象サイトを当該地域（国立公園・保護区等）内とするか否かについては、最終的には JICA が判断します。また、

住民移転が想定される場合は、取得する主体とその規模について企画書で説明してください。

【採択実績のある提案法人のみ】

(6) 3か国目の応募(中小企業支援型のみ)

本支援事業の中小企業支援型を活用し、既に2か国で事業を実施した提案法人による、3か国目の応募。

同一国で別の内容にて実施した事業も2か国とカウントします。実施国数は、2018年度第二回の採択結果からカウントを開始します(2018年度第二回より前の実績はカウントしません)。なお、原則として中小企業はSDGsビジネス支援型への応募対象とはなっておりませんが、2か国で事業を実施したことにより中小企業支援型の参加資格要件を失った中小企業等につきましては、ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)に新たに応募することは可能となります。

(7) 実施中案件との契約期間重複

本支援事業を実施中の法人(共同企業体の場合は構成員を含む)による応募自体は可能です。ただし、新たに本支援事業に採択された場合は、実施中案件の契約期間終了後でなければ、原則として新規の契約締結ができません。(ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる等、両事業に連続性がないと認められる場合は、この限りではありません)。

3. 実施体制及び業務従事者に係る諸条件

(1) 共同企業体

上記第3.1の応募資格要件を満たす法人複数の共同企業体による応募を認めます。共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を指定するとともに、その各構成員は、所属する者のうち必ず1名以上を、受注する業務に従事する者(以下「業務従事者」といいます。)として、本支援事業に参加させることとします。

(2) 業務主任者

提案法人(共同企業体にあつては代表法人)に所属する業務従事者から業務主任者を指定ください。中小企業又は中小企業団体を資格要件とする場合の業務主任者は、中小企業又は中小企業団体の代表者又は役員・従業員であることを条件とします。

(3) 補強人員

提案法人(共同企業体にあつては構成員を含む)以外の法人に雇用されており、本支援事業実施後のビジネスに参画することを見込んで本支援事業に参加する者を、本

支援事業の目的を達成するために業務従事者として参画させる場合は、提案法人の補強という扱いになります。

この「補強」人員は、提案法人所属人員と同様に、人件費計上の対象外となります。

なお、「補強」人員は、原所属先から提案法人への、補強従事にかかる同意書の提出が契約締結までに必要となります。

(4) 外部人材

提案法人所属人材のみでの業務実施に困難が想定される場合、専門的な知見・技術の提供により提案法人を支援する人材として、「外部人材」の配置が可能です。

これは、コンサルタント、他企業の技術専門家、金融機関職員、大学教員、自治体職員等で、ビジネス展開、技術、開発課題、対象国等について専門的な知見・技術の提供、又は報告書作成を支援する人材です。別添資料7.「中小企業・SDGs ビジネス支援事業の実施における業務一覧」を踏まえ、必要性に応じ、外部人材に依頼する業務を検討ください。

この「外部人材」については、別添資料 3.「民間連携事業 業務委託契約 経理処理（積算）ガイドライン（2022年9月版）」（以下、「経理処理ガイドライン」）に定める単価を上限に、人件費の計上が可能です。

外部人材の国内業務人月が現地業務人月を超えている提案は原則受け付けられません。

所属先法人との関係等によっては、外部人材となれない場合がありますので、「経理処理ガイドライン」記載の外部人材要件を必ずご確認ください。なお、外部人材になれない人材も、上記(3)の補強人員となることは可能です。

また、事業対象国居住者は、原則として、外部人材としては認められません。ただし、本邦登記法人及びその親会社、子会社、関連会社等（経理処理ガイドライン 2.(6)参照）の専任の技術者（経理処理ガイドライン 4.(3) 1)-4 a)(※1)参照）である場合は、外部人材として認められます。また、事業対象国居住者が提案法人所属人員（補強人材を含む）、現地傭人、あるいは個人事業主として現地再委託先となることは可能です。

なお、外部人材は、提案法人（受注者）との間で、担当業務従事にかかる契約の締結が必要となります。

(5) 外国籍人材

業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

4. 事業期間、事業経費

それぞれの事業期間、事業経費は下表のとおりです。経費の支払対象については、「経理処理ガイドライン」をご参照ください。

事業経費の見積（消費税込）が支援上限金額を超える企画は審査対象外とします。

なお、採択件数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響下、応募件数やこれまでの採択案件と同様の内容水準の維持を勘案しつつ決定します。

事業区分	事業期間 (契約締結 日から)	事業経費 (消費税込)
普及・実証・ビジネス化事業 (中小企業支援型)	1～3年間 程度	事業の内容に応じ下記①～③の通り上限金額が異なります。なお、地域金融機関連携案件の経費は下記※1をご確認ください。 ① 1億円 ② 1億5,000万円 (高額な機材を投入して調査をする必要がある案件) ③ 2億円 (インフラ整備技術推進案件又は地域産業集積海外展開推進案件)
普及・実証・ビジネス化事業 (SDGsビジネス支援型)	1～3年間 程度	5,000万円

※1 地域金融機関連携案件 (中小企業支援型)

目的	提案法人と地域金融機関 ⁸ が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決するSDGsビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とするもの。
内容・経費	通常の普及・実証・ビジネス化事業と活動項目・内容は同じ。 地域金融機関所属の業務従事者が担う役割とその目的を明確にした上で、当該業務従事者にかかる人件費及び旅費 (以下、「地域金融機関関連経費」という) については、上記表に示す各上限額に上乗せして計上することを認めます。応募時見積は、上乗せした金額で提案してください。
対象分野	限定なし
提案者条件	<ul style="list-style-type: none"> 外部人材として、提案法人と取引のある地域金融機関に所属する人材が参画する提案。 提案法人については各事業の応募資格要件に準ずる。なお、地域金融機関が共同企業体の構成員となる場合には、地域金融機関を除く各共同企業体構成員が当該事業の応募資格要件を満たす必要があります。 実施に際しては、地域金融機関人材である業務従事者を明確にしてください。地域金融機関人材と他従事者との間の人件費の流用及び付替え、渡航回数振替、現地業務日数付替えは、契約金額やこれらの金額/数量にかかわらず不可となります (複数の地域金融機関人材間での流用/付替えは可)。

⁸ 対象となる地域金融機関：地方銀行 (全国地方銀行協会加盟行)、第二地方銀行 (第二地方銀行協会加盟行)、信用金庫、信用組合

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・提案が地域金融機関連携に該当する場合は、審査において加点対象となります。 ・見積に際しては、地域金融機関関連経費を「見積金額内訳書（様式3）」に記入し、当該経費を含めた金額を計上ください。ただし、地域金融機関関連経費を除いた見積金額は事業経費の上限額を超過できません。地域金融機関関連経費を除いた見積金額が事業経費の上限額を超過している場合は審査対象外となりますのでご注意ください。
----	---

高額な機材を投入して行う案件（中小企業支援型）

目的	複雑化した課題へ対応するために、中小・中堅企業が有する高額な製品の導入を阻害することなく途上国現地で実証調査し、普及につなげることを目的とする。
内容・経費	通常の普及・実証・ビジネス化事業と活動項目・内容は同じ。 上限金額の増額により、高額な機材を投入して活動を行うことが可能。
対象分野	限定なし
提案者条件	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の応募資格要件に準ずる。
備考	企画書（様式2）にて、本案件提案用に特別に記入する事項があります。

インフラ整備技術推進案件（中小企業支援型）

目的	我が国の質の高いインフラ輸出に繋がる中小・中堅企業の有する比較的規模の大きいインフラ関連機器・機材、建設技術・工法、維持管理技術を途上国現地で実証調査し、普及につなげることを目的とする。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/infrastructure/index.html?sm_au=iVVq0LsPQNZjQFrSG2v2MKt70F172
内容・経費	通常の普及・実証・ビジネス化事業と活動項目・内容は同じ。 上限金額の増額により、より規模の大きい活動を行うことが可能。 以下例示。 <ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費（外部人材のみ）において、導入するインフラシステムの規模や複雑性に合わせてその経費を計上し、外部人材（例：建築・土木設計、環境影響評価等）に業務を委託することが可能。 ・機材製造・購入・輸送費において、大規模な建設機器・機材、複数の機器・機材を組み合わせたインフラシステム、パッケージを現地に導入することが可能。 ・現地活動費において、設計、機器・機材の設置、建設施工、施工管理、オペレーション・維持管理といった、機器・機材の実証や工事及び敷設後のオペレーションについてデモンストレーションを行うことが可能。
対象分野	国土開発（道路、橋梁、鉄道、港湾等）、防災・減災（堤防・護岸、地すべり防止、地盤改良等）、水資源管理（河川管理、上下水道整備、排水設備）、都市開発（建物、住宅関連）、廃棄物処理・リサイクル設備、通

	信・放送設備（防災 ICT、医療 ICT、衛星システム等含む）、エネルギー施設、物流・コールドチェーン、食品加工、医療機器等。
提案者条件	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の応募資格要件に準ずる。
備考	企画書（様式 2）にて、本案件提案用に特別に記入する事項があります。

地域産業集積海外展開推進案件（中小企業支援型）

目的	国内各地の産業集積地に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用し、産業集積地に立地する複数の企業が協働して途上国現地で技術・ノウハウの実証調査を行うことで、地域産業の海外展開を図ることを目的とする。
内容・経費	通常の新規・実証・ビジネス化事業と活動項目・内容は同じ。 上限金額の増額により、より規模の大きい活動を行うことが可能。 以下例示。 <ul style="list-style-type: none"> 直接人件費（外部人材のみ）において、地域産業の多様な担い手、ネットワークの参画の下、外部人材に業務を委託することが可能（例：産業クラスターの研究機関、大学、地域産業支援機関、地域金融機関等）。 機材製造・購入・輸送費において、複数の企業の持つ機器・機材、ノウハウを組み合わせたシステム、パッケージを現地に導入することが可能。 現地活動費において、複数の企業による機器・機材の設置、一連の技術・ビジネスノウハウ導入に関する試行・実証が可能。
対象分野	限定なし（例：企業城下町型集積、産地型集積、都市型複合集積、誘致型複合集積等）
提案者条件	普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）の応募資格要件を有する複数企業の共同企業体による提案のみ可能（構成者は同一地域に立地する中小・中堅企業、組合のみ）。
備考	企画書（様式 2）にて、本案件提案用に特別に記入する事項があります。

5. 応募勸奨分野・課題

今回の募集では、特に以下①～⑩の応募を勸奨します。

（高い開発効果が見込まれる案件は、審査基準に基づき積極的に評価します。）

- ① 2022 年開催の第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）を踏まえたアフリカ（北アフリカを含む）各国を対象とした提案
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/>
- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）（デジタル技術やデータに基づく価値創出による課題解決の飛躍的な実現）に資する提案

- ③ 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の途上国での活用に関する提案
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai42/gijiyousi.pdf>
- ④ 中南米日系社会連携分野を対象とした提案
 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（官邸）：223頁
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ps2020.pdf>
- ⑤ 外国人材の日本への還流に資する提案（途上国での人材育成や活用への具体的な取組が含まれることが必要）
 経済財政運営と改革の基本方針2020について：34頁
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/2020_basicpolicies_ja.pdf
- ⑥ 海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪・ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に資する提案
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_002892.html
- ⑦ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に資する提案（医療分野のみならず、例えば教育や物流等、対象国における様々な経済・社会的影響を緩和・解決する技術・製品・サービス等を活用した提案を含む）
- ⑧ 民間企業の製品・技術の活用が期待される課題
 JICAが期待する「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」を以下に掲載していますので、企画書作成の際にご参照ください（対象分野と地域毎に「分野課題一覧検索ページ」にて全360件の課題シートの検索が可能です）。
https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html
- ⑨ グローバル・アジェンダにおける民間連携重点事項（別添資料6をご覧ください）
https://www.jica.go.jp/TICAD/ja/overview/publications/global_agenda_20.html
- ⑩ ジェンダー平等達成への貢献、女性・女児のエンパワメントに資する提案（女性・女児が抱える課題を緩和/解決する技術・製品・サービス、女性の雇用創出・技術者としての育成、女性事業主との取引を想定した提案など）

【応募参考情報】

- 国別開発協力量針：
 外務省では、ODA対象国ごとに国別開発協力量針を定めています。応募に際しては、国別開発協力量針に定める当該国への重点分野との整合性があることを確認ください。国別開発協力量針については、以下をご覧ください。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

- 各国における取り組み：
JICAの各国における取り組みについて、以下を参照ください。
<https://www.jica.go.jp/regions/index.html>

6. 応募書類

応募書類の構成は次ページのとおりです。応募書類は全て電子データでの提出となります。応募書類の作成、提出に係る費用について JICA は負担しません。

企画書、見積書等は、募集要項、同添付資料、関連する JICA ウェブサイト掲載情報等を理解・同意の上作成、提出されているものとします。なお、提出された企画書等の応募書類は返却いたしません。JICA で一定期間保管後処分します。

※応募書類は本支援事業の審査目的にのみ使用します。応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」等に従い、適切に管理し、取り扱います。ただし、応募書類と同時にご提出いただく連絡先については、採択時、JICA との契約期間中、または終了後も、採択結果通知の連絡、案件担当者からの連絡、及び本支援事業に関するアンケート等へのご協力を依頼する際に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

	応募書類・様式	書類詳細・形式	備考
<input type="checkbox"/>	様式1 企画競争申込書	PDF形式	共同企業体を構成する場合は、様式1の提出をもって確認します。
<input type="checkbox"/>	様式2 企画書	PDF形式（スキャンではなく、電子データをPDF保存し、1ファイルに統合ください。）	記載要領は、様式2「企画書」を参照ください。分量は様式2上の指示を順守の上、補足資料の添付はご遠慮ください。
<input type="checkbox"/>	様式3 見積金額内訳書及び見積金額内訳明細書	Excel形式（応募時点では見積根拠資料の提出は不要。）	本募集要項「第4 経費見積・支払」及び別添資料3.「経理処理ガイドライン」に基づき事業実施に必要な経費を積算してください。 本募集要項「第3 4.事業期間、事業経費」に記載された上限金額を超える事業経費が提案された場合は、審査の対象外となります。

□	財務諸表 直近3期分 (1期一年とする) 提案法人所定様式	Excel又はPDF形式 中小企業支援型は、貸借 対照表、損益計算書。 SDGsビジネス支援型は、 貸借対照表、損益計算 書、キャッシュフロー計 算書。	共同企業体を構成する場合は、全ての構成 員について提出が必要です。 ※設立後3期経過していない場合は、確定 しているもの全てを提出ください。 ※企業名が記入された直近3か年の(連結 ではなく単体の)貸借対照表と損益計算書 を提出ください。
□	登記事項証明書(写)	PDF形式 法務局にて発行の「現在 事項全部証明書」 発行日が公示日より3カ月 以内のもの	共同企業体を構成する場合は、全ての構成 員について提出が必要です(「履歴事項全 部証明書」での提出も可能です。ただし、 ウェブサイト上の提出のためファイルサイ ズの上限(10MB)あり)。
□	納税証明書(その3の 3)	PDF形式 税務署にて取得可能 発行日が公示日より3カ月 以内のもの	納税証明書(その3の3)をご提出くださ い。(納税証明データシートでの提出も可 能です。) 共同企業体を構成する場合は、全ての構成 員について提出が必要です。 ※市区町村発行の「法人事業税」等の納税 証明書、納税時の領収書、納税証明書(そ の1)や(その3)等では受付できません。
□	様式4 コンプライア ンス(法令遵守)・経 理処理体制	Excel又はPDF形式	提案法人内におけるコンプライアンス(法 令遵守)及び経理処理にかかる内部規程及 びその体制を記載ください。 共同企業体を構成する場合は、全ての構成 員について提出が必要です。
□	様式5 金融機関確認 書 (提出任意)	PDF形式	3年以上取引関係にある金融機関から本支 援事業への応募及びその後の海外ビジネス 展開について確認を得ている旨の書面提出 がある場合、審査に際して評価に加味しま す。 なお、本募集要項P16-17に記載の「地域金 融機関連携案件」については、本確認書の 提出有無とは趣旨が異なりますのでご留意 ください。また、地域金融機関連携案件で あっても、該当する場合は「金融機関確認 書」を別途ご提出いただく必要があります。
□	中小企業団体の設立許 認可書等 (中小企業団体のみ提 出)	PDF形式	当該法人が応募資格要件に当てはまる中小 企業団体であることを示す、所管行政庁が 交付する設立認可書の写し等を提出くださ い。

□	<p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定書 (提出任意。※共同企業体の場合は、代表提案法人のみ。)</p>	<p>PDF形式(認定書が複数の場合は、スキャン等にて、PDF1ファイルに統合ください。)</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を推進するため⁹、以下の書面提出がある場合、審査に際して加点します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」
---	--	---	---

⁹ 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日付すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づく。

第4 経費見積・支払

1. 契約履行期間外に発生した経費について

応募書類、見積書作成を含む準備段階等、契約締結前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担しません。

2. 人件費について

将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本支援事業の性格に鑑み、提案法人に應分の負担を求める観点から、共同企業体構成員を含む提案法人（及び親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体等に所属する人材、補強を含む）の人件費を、JICA は負担しません。

また、人件費の計上対象となる外部人材の要件については、「経理処理ガイドライン」に詳細に記していますので、確認をお願いします。

3. 現地再委託

- (1) 本業務で実施する現地事業工程の一部を、専門的な知識や経験を持つ現地の NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託する提案が可能です。その場合は、JICA の承認の下、提案法人が再委託先と契約を結ぶこととなります。なお、本業務の実施に関し、JICA と提案法人の間で締結する契約書上で認められた以外の業務を再委託することは認められません。
- (2) 現地再委託が可能な業務の範囲は特に限定しません。ただし、現地・国内業務を問わず、事業の根幹にかかわる主要な業務は受注者である提案法人が主体的に実施する必要があります。これを踏まえ、事業工程の大部分を再委託することはできません（例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場調査を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本支援事業の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません）。再委託が認められる範囲については、案件毎に契約交渉において検討します。
- (3) 現地再委託契約相手先の選定は、原則として競争性のある選定方法で行うことが必要です。現地再委託を実施する場合は、「契約管理ガイドライン別添3 現地再委託ガイドライン」に則り実施してください。
- (4) 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。知的所有権等の特殊な制約がある場合や真にやむを得ない事由により、特定の企業等に業務を再委託することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討します。

4. 現地工事下請負

- (1) 本支援事業で実施する現地工事の一部又は全部を、下請負契約として第三者に発注する提案が可能です。その場合は、JICA の承認の下、提案法人が下請負先と契約を結ぶこととなります。なお、本業務の実施に関し、JICA と提案法人の間で締結する契約書上で認められた以外の業務を下請負することは認められません。
- (2) 現地工事下請負契約相手先の選定は、原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。現地工事下請負をする場合は、「契約管理ガイドライン別添5 現地工事契約管理ガイドライン」に則り実施してください。
- (3) 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を下請負することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討します。

5. 機材製造・購入費等

提案製品や技術の普及・実証に必要な機材等の経費を計上することが可能です。ただし、本事業用であっても、契約締結前に購入した機材は計上対象外となりますので、ご注意ください。調達した機材の所有権は JICA に属しますが、契約履行期間中、JICA はこれを提案法人に貸与します。契約業務実施後、JICA は、当該機材を譲与するものとしませんが、譲与先は原則として事業対象国の公的機関（以下、「相手国実施機関」といいます。）となります。また、契約業務実施後も相手国実施機関にて主体的に機材が有効活用されるよう、「第 5 3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし」に示す協議議事録にて合意することが求められます。

機材の性質上、相手国実施機関への当該機材の譲与が困難な場合等は、JICA 所有とせず、提案法人が所有する機材に対し JICA が損料を支払う形で借り受けて契約業務を実施することも可能です。この場合、本提案事業後に相手国実施機関に当該機材の譲与はしないため、他に相手国実施機関と事前に合意する事項がなければ、協議議事録の取り交わしは不要となります。なお、いずれの場合も将来的な利潤を得るための機材や設備投資（初期投資）は本事業の目的外となりますのでご注意ください。

6. PCR 検査に係る費用や隔離期間の人件費等

本支援事業における渡航に際して、PCR 検査の陰性証明書が必要な場合の検査や、検査に係る旅費、隔離期間中の日当・宿泊料及び外部人材人件費は、JICA の定めるルールの下、精算対象としますが、今次提案において見積金額にこれら金額を計上する必要はなく、これらを除いて、「第 3 4. 事業期間、事業経費」に示す上限額以内で必要経費を計上して提案ください。

第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項

ご応募前に必ずご確認ください。

事業実施に際しては、以下の諸条件についてご注意ください。また、より詳細な説明を記載している別添資料7.「実施中の留意事項」も必ずご確認ください。

1. JICA の役割

JICA は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言を、また、必要に応じて適切なアポイント先の紹介や通関手続き、関連事業の情報提供等にかかる側面支援を行います。提案法人（及び外部人材）は、事業対象国の公的機関等へのアポイント取り付けや事業の説明、機材の輸送手続き等を含め、事業の準備及び実施を主体的に行います。

また、本支援事業の更なる改善につなげるための事後モニタリングや外部人材に関するアンケート等を行わせていただきますのでご協力をお願いします。

2. 採択後の提案内容の変更について

契約交渉の段階で、対象国や提案ビジネス・製品・技術等の内容を、企画書に記載したのから大きく変更することを提案法人が提案することはできません。また、企画書で提示された当初見積額を上回る増額変更もできません。契約交渉を経て業務内容や経費等の見直しを行う場合であっても、企画書で提示された当初見積金額内で対応いただきます。契約交渉については、「第5 4. 契約交渉」及び別添資料7. 「実施中の留意事項」を参照ください。

3. 相手国実施機関との協議議事録の取り交わし

JICA との業務委託契約において資機材を購入する場合、調達した資機材は、本支援事業終了後に相手国実施機関に譲与することを前提としています。これに伴い、資機材に係る相手国実施機関の負担事項、免税手続きの便宜、本支援事業終了後の資機材の取扱（維持管理の責任）について合意するため、採択後契約締結前に、提案法人、相手国実施機関、JICA（在外事務所）の三者間にて協議議事録（別添資料10.参照）を取り交わします。

提案法人による相手国実施機関との事前の準備を前提に、協議議事録に係る同機関への公式なコンタクトはJICAが行いますが、記載内容は原則提案法人にて同機関と調整いただきます。状況により、相手国実施機関との協議並びに協議議事録の取り交わしに長く時間を要する場合がありますのでご注意ください。

一方、JICA との業務委託契約において資機材を損料にて計上し、かつ上記のような合意が不要と提案法人が判断し、JICA が了承する場合には、協議議事録の取り交わしを不要とするケースがあります。

4. 契約交渉

採択後、JICA と提案法人との間で、提出された企画書及び最新情報に基づいて、事業内容・計画・体制等についてより具体的に協議を行い、併せて見積書の内容について契約交渉を行った上で、JICA が提案法人に対し事業の実施を委託する業務委託契約を締結します。

採択時点では、JICA は、企画書の記載内容や、それとともに提出された見積金額内訳書の計上内容を承認している訳ではありません。そのため、上記協議において、事業内容・計画・実施体制等に関し、JICA から提案法人に提案内容の変更を求める場合があります。協議を重ねても事業内容や支払条件等を含む契約条件で合意できない場合には、契約を締結することはできません。

契約交渉では、「経理処理ガイドライン」に基づき、提案法人と JICA の双方が対外的な説明責任を果たせるように、経費の妥当性を確認しますので、積算にあたり経済性、効率性、有効性、合規性、正確性の観点から見積書を作成ください。積算根拠資料は、原則として二者以上から取得した見積書の提出が必要となります。確認の結果、別条件で見積書を取得していただく等が生じることもあり、必ずしも企画書どおりの発注金額が確保・確約されている訳ではない点、ご留意ください。契約書の見本については、別添資料 4「業務委託契約書（サンプル）」を参照ください。

なお、P.25「2. 採択後の提案内容の変更について」にも記載のとおり、契約交渉の段階で、企画書に示した対象国や提案ビジネス・製品・技術等の内容を、提案法人が大きく変更することは認められません。

また、契約交渉段階での当初見積額を上回るような増額はできません。契約交渉を経て業務内容や経費等の見直しを行う場合であっても、企画書で提示された当初見積金額内で対応いただきます。

5. 新型コロナウイルス感染症流行下における渡航

渡航にあたっては、業務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患する等、想定されうるリスクを認識した上で、JICA が示す新型コロナウイルス感染症流行下における渡航再開に係る行動規範を順守いただくこととなります。

また、渡航対象となる業務従事者の健康管理、65 歳以上の高齢者の渡航に関する細心の注意、次項「6. 安全対策」の実施及び緊急移送サービス確保、JICA による避難帰国を命じる可能性について、一層の留意をお願いします。

6. 安全対策

JICA は、契約書第 11 条の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人（共同企業体の場合は全構成員）に対して国別の「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」、「安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」（JICA の安全対策 HP にてダウンロード可能）及び注意喚起情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本支援事

業の採択企業・団体の皆様には、業務従事者を対象に JICA が主催する、渡航先に応じた安全対策研修を受講していただきます。原則、安全対策研修は採択案件毎に受講する必要があります。詳しくはこちら (<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>) をご参照ください（なお、前述の外務省海外安全情報の危険情報で「レベル3」「レベル4」の国・地域は、「第1 2. 本支援事業対象国」にも記載したとおり、本支援事業の対象国となりません）。

事業対象国、地域の治安状況又は感染症の流行等により、採択後に安全対策に必要な経費（警備員備上費用等）の計上を提案法人に依頼することがあります。それにより当該経費を含めた契約金額が例外的に上限金額を上回ることがあります。

開発途上国では、様々な安全上のリスクが生じます。急病やケガ等への対応に、非常に高額な経費がかかる場合があります。これらの経費は受注者の負担となりますので、必ず、十分な補償内容の海外旅行保険（治療・救済費用が 5,000 万円以上を原則）に加入いただくか、これと同等の緊急医療搬送体制を構築するようお願いいたします（業務委託契約書附属書1 共通仕様書第9条の2（安全対策措置）参照。なお、5,000 万円という金額はこれまでに発生した事例を踏まえて設定していますが、緊急時にかかる経費は国・地域・状況によって異なります）。

7. 不正行為の防止

(1) 贈収賄

不正競争防止法は、経済協力開発機構（OECD）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしています。従って、提案法人は、下記ウェブサイト等で同法の規定内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与（一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む）及びそれと同等とみなされる行為を、絶対に行わないでください。

- 外国公務員贈賄防止（経済産業省ウェブサイト）
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/
- 外国公務員贈賄防止指針（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html
- OECD 外国公務員贈賄防止条約の概要（外務省ウェブサイト）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>

これらを踏まえ、提案法人は、事業の実施において、特に以下の点にご留意ください。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の商品や、日当・宿泊費として過大な金銭の提供又は著しく華やかな接待等を行わないこと。

- ② 事業の実施における相手国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること（不正競争防止法第 18 条の運用についても上記の経済産業省のウェブサイトを参照）。
- ③ 併せて、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本邦受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

また、外務省及び JICA は、ODA 事業における不正事案の発生を受け、ODA 事業における不正腐敗事案の再発防止策を講じています。下記ウェブサイト等で外務省及び JICA の不正腐敗防止策を十分理解し、不正腐敗情報に接した場合は、JICA 又は外務省の不正腐敗情報相談窓口（※）に速やかに相談してください。

※JICA 不正腐敗情報相談窓口

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

※外務省（ODA）不正腐敗情報相談窓口

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

- JICA の再発防止策の更なる強化（JICA ウェブサイト）
https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/leniency_program.html
- 外務省の不正腐敗事案の再発防止策（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi.html

JICA では、ODA 事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成しています。このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものですので、必ずご確認ください。

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(2) 提供する現物の不適切な使用

航空券等の現物の不適切な使用は行わないでください。

(3) 契約締結時の誓約書

契約締結時には提案法人代表者が自筆したコンプライアンスに係る誓約書（別添資料 9. 契約時誓約書（サンプル））を提出いただきます。

8. 経費実地検査及び提出書類（財務諸表及び納税証明書）

JICA は提案法人に対し、企業会計原則に沿った経理事務が行われているかに関する検査（領収書等の証憑書類と検査対象者の社内の総勘定元帳・仕訳帳等との整合性）を提案法人に赴いた上で実施することがあります（契約書第5条に記載）。

具体的な検査項目の主な項目を次のとおり示します。

- ・「証憑書類の発行日」と「仕訳帳の記入日」間の整合性
- ・「証憑書類に記載の金額」と「仕訳帳に記載の金額」間の整合性
- ・「仕訳摘要に記載の取引先名」と「証憑書類発行者名」間の整合性
- ・提案法人が JICA 受注業務に関し外注先に直接支出せず、業務従事者等に小口現金を前もって渡し、当該従事者等が提案法人の代行として支払った場合は、関連する小口現金出納帳の記載と証憑書類の記載の整合性

また、財務諸表は、採択された企業は JICA との業務委託契約履行期間中、毎年度 JICA に提出していただくことになります。また、JICA との契約履行期間内に行った納税につき、JICA から請求があった場合には、速やかにその納税証明書を JICA に対して提出いただきます。詳しくは、今回公示資料の「別添資料 4.業務委託契約書（サンプル）（附属書 I～IV 含む）」をご確認ください。

9. 採択取消し、契約解除及び事業費用の返還

(1) 提案法人（採択企業）につき、以下のいずれかに該当した場合は、採択前であれば直ちに不採択とすること、採択後であれば採択を取消す又は契約交渉中止とすること、契約締結後であれば契約を解除することがあります。この場合において JICA は、不採択はもとより、採択取消若しくは契約交渉中止又は契約解除によって提案法人又は採択企業に生じた苦情、異議申し立ては受け付けず、かつ、これにより生じた損害には、損害賠償その他の一切の責任を負いません。

また、採択企業に対して契約競争応募資格停止等の措置、今後の「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の応募資格の停止等の措置及び法的措置を講じる場合があります。

- ・ 企画書、その他提出物及び申告の内容と異なる事実が認められたとき。なお、応募締切後は、書類の差替等はできず、採択前のヒアリングにおいて訂正や追加説明をすることも、認められない場合があるため、企画書の表現とその他提出物の選択につき、十分にご留意ください。
- ・ 企画書、その他提出物において重要な事実や説明が省略され（その省略が意図的に行われたかどうかは問わない）、その結果、JICA が事実を誤認したとき。なお、提案法人（共同企業体の場合はいずれかの構成員）の財務状況、役員及び従業員の状

況、技術・製品・ノウハウに関する効果、販売実績、顧客や第三者による評価、技術・製品・ノウハウの導入に際し障害となりうる事実（競合する技術・製品・ノウハウの有無、原材料の調達不安定さ、第三者の所有する知的財産権その他権利関係）などは重要な事実とみなされます。

- 提案法人（採択企業）が本募集要項第 3 の 1 に定める応募資格要件を満たしていないことが判明した若しくは満たさなくなったとき。
- 前払金等の事業費用を他の用途に使用したとき。
- 提案法人（採択企業）（共同企業体の場合はいずれかの構成員）が反社会的勢力であると判明したとき。
- 応募時に作成する同意書の同意事項に違反したとき。
- 締結する契約書に定める発注者の解除権に該当する事由が存するとき。
- 誓約書の誓約事項に反する事実が認められたとき。
- 本募集要項に違反したとき。
- JICA が提供した支援を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- 提案法人（採択企業）又はその役員若しくは従業員が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

(2) 採択又は契約締結後に、以下に挙げる事由により、本支援事業の実施が明らかに困難であると JICA が判断する事態が発生した場合には、採択取消又は契約締結後であれば契約を解除することがあります。

- 採択通知日から 2 年以上の期間、契約締結に至らないとき。
- 企画書での記載内容に比して、提案法人（共同企業体の場合は、いずれかの構成員）の財務状況が悪化する、前払保証書の取付ができない、予定していた融資が受けられない、予定していたキーパーソンの離脱等、提案法人（共同企業体の場合は、いずれかの構成員）の業務遂行能力が著しく低下し又は応募時の要件を満たさない状況に至ったとき。
- 企画書で提案した調査実施体制や事業実施体制の変更により、本支援事業に係る提案法人による業務の遂行が困難になったとき。
- 必要とする相手国実施機関の協力が得られない又は当該関係機関との信頼関係が大きく損なわれ、その改善が困難であるとき。
- その他、JICA や本支援事業の名称を不正利用する等、採択企業として不適切と JICA が判断したとき（例：JICA の名を使って特定企業への投資勧誘を行う行為）。

10. 採択企業の活動評価

JICA は本事業実施を通じて、採択企業の業務プロセス、業務姿勢（実施過程の主体性、ガイドライン、安全対策措置等 JICA ルールの尊重）及び成果品の質を評価します。同活動評価結果は、以後に本事業へ応募された際の審査に考慮されますので、この点予めご了承ください。

11. 秘密の保持

採択企業は、本事業の実施の過程において、JICA から得た情報のうち秘密情報として明示された情報及び相手国政府又は企業等本支援事業の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではありません。

1. 開示を受けた時に既に公知であったもの
2. 開示を受けた時に既に採択企業が所有していたもの
3. 開示を受けた後に採択企業の責に帰さない事由により公知となったもの
4. 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
5. 開示の前後を問わず、採択企業が独自に開発したことを証明するもの
6. 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
7. 第三者への開示につき、JICA 又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

採択企業は、本契約の有効期間終了後、速やかに本事業により相手方から得た秘密情報を適切な方法により相手方に返却、消去、または破棄することを確認するものとします。

12. 個人情報保護

採択企業は、本支援事業に関して、JICA の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、以下「個人情報保護法」といいます。」第二条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」といいます。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとします。

1. 採択企業は、次の各号に掲げる行為を遵守すること。ただし、あらかじめ JICA の承認を得た場合は、この限りでない。
2. 保有個人情報について、改ざん又は本事業の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
3. 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
4. 提案法人が前号に違反したときは、採択企業に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、採択企業内に周知すること。
5. 保有個人情報の管理責任者を定めること。

6. 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。提案法人は、JICA が定める個人情報保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)第 11 号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、JICA が認めるときを除き、これを行ってはならない。
7. JICA の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
8. 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに JICA に報告し、その指示に従うこと。

13. その他

別添資料 7.「実施中の留意事項」に以下について記載していますので必ずご確認ください。

1. 製品等の設置場所・実証場所
2. 本支援事業実施中の提出物
3. 本支援事業実施中に生じた売上の取り扱い
4. 渡航 2 週間前の渡航書類提出の順守
5. 本邦受入活動のフロー
6. 医療行為・治験等を伴う事業での留意点
7. 精算確定と各種支払
8. 契約履行期間外に発生した経費について
9. 環境社会配慮
10. ガイドラインの遵守
11. 情報セキュリティの管理
12. JICA 側補助運営業者の配置
13. 広報への協力

以上

質問受付、お問い合わせ等

- (1) よくあるご質問と回答を、別添資料 5.「FAQ（よくあるご質問と回答）」にまとめていますのでご参照ください。
- (2) 本募集要項について質問がある場合は、以下の質問フォームよりお問い合わせください。ただし、審査結果通知までは、個別の提案内容に関する質問及び相談には対応しかねます。

質問受付期間：公示日から 2022 年 9 月 30 日（金）正午まで

質問フォーム：<https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-lhpjse-7cd9bccd720149e520b6e8a4ef453b55>

- (3) 上記(2)の質問に対する回答は、2022 年 10 月 14 日（金）までに JICA のウェブサイト（https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/index.html）にて公開します。今回の企画競争に参加を希望する場合は、ご自身の質問提出の有無にかかわらず右回答を必ずご確認ください。
- (4) 企画書提出後に応募を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を電子メールに添付して、JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口（sdg_sme@jica.go.jp）まで送付ください。